

平成30年度
森林整備と財源のあり方検討委員会
報告書（概要版）

平成31年4月

1. 平成29年度の検討委員会の提言（概要）

◆ 森林整備のあり方について

- 県民の安全・安心の観点から、森林の公益的機能の維持・保全のために、行政による公的関与が必要ではないかとの観点から検討。
- 自然的・地利的要因等により、森林所有者による施業が困難な森林を公的関与の対象として整理（4つの区分・対象）。
- 対象に関する具体的な基準について、今後、技術的・専門的見地から検討する必要。

【公的関与が必要な森林】

| 区 分 | 定 義 | 備 考 |
|---------------------------|---------------------------------------|--|
| ①条件不利地 ※国の森林環境税(仮称)の対象 | 自然的・地利的条件により施業が困難な森林 | ・傾斜 30度以上 ・樹木平均成長量 5 m ³ /年未満 ・車道からの距離 1 km以上 |
| ②条件が不利な経済林 | 経済林のうち自然的・地利的条件により採算性が低く、施業が困難な森林 | ※具体的基準について要検討 (林業経営との関係において慎重な検討が必要) |
| ③広葉樹 (里山、ブナ林等) | かつて薪炭利用等で手入れされていたものの、現在放置されている里山やブナ林等 | ※具体的基準について要検討 |
| ④集落管理の森林 | 集落が共有し管理する森林（管理者の高齢化等により手入れが行き届かない森林） | ・生産森林組合所有林、記名共有林、財産区有林 ※具体的基準について要検討 |

◆ 財源のあり方について

- 公益的機能の維持・保全のために公的関与が必要となる森林整備の対象を基に、整備の規模を明確にする必要。
 - ・ 対象に関する具体的な基準が定まれば、整備の規模が定まる。
 - ・ 具体化前の現時点では、財源のあり方について一般論として整理。
- 公的関与の規模を明確にした上で、新たな財源の必要性、確保の方法について検討する必要。
- 併せて、国の森林環境税（仮称）の用途等の具体的な制度設計及び譲与税の規模を見極めた上で、これとの関係（重複）について精査する必要。
(同様に独自課税を実施している37府県の動向にも留意する必要。)

2. 新たな国の制度の動き

- **森林経営管理法の成立（平成30年5月）**
 - ・ 経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ新たな制度の関連法。
 - ・ この制度において、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林等については、市町村が森林環境譲与税の一部を充当し、市町村森林経営管理事業により間伐等を実施。
- **平成31年度税制改正大綱の閣議決定（平成30年12月）**
 - ・ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設が明記。
 - ・ 市町村と県の譲与割合、私有林人工林等からなる譲与基準、用途などが示されたが、対象となる森林の範囲や用途の詳細については不明である。
- **「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」の閣議決定（平成31年2月）**
 - ・ 税制改正大綱に沿った内容で法案が閣議決定され、第198回通常国会に提出されたが、この中でも、用途などの詳細は明確になっていない。

※ 制度の詳細は「参考」に掲載

3. 検討にあたって（国の制度を踏まえた再整理）

- **検討の前提**

公的関与の対象・範囲について技術的・専門的見地から検討するため、新たに「技術専門部会」を設け、以下を前提に客観的かつ合理的な根拠に基づき議論。

 - ・ 本県における自然条件等の特殊性を踏まえ、独自の基準を検討。
 - ・ 基準に用いる指標については、県内全域での標準的な数値を設定。
 - ・ 国の税財源は森林経営管理制度における市町村森林経営管理事業が措置されているものとみなし、これを基本とする。
- **検討の対象となる森林の再整理**

公有林及び分収林についても検討の対象に加え、昨年度の以下の区分について名称や定義も含めて再整理。

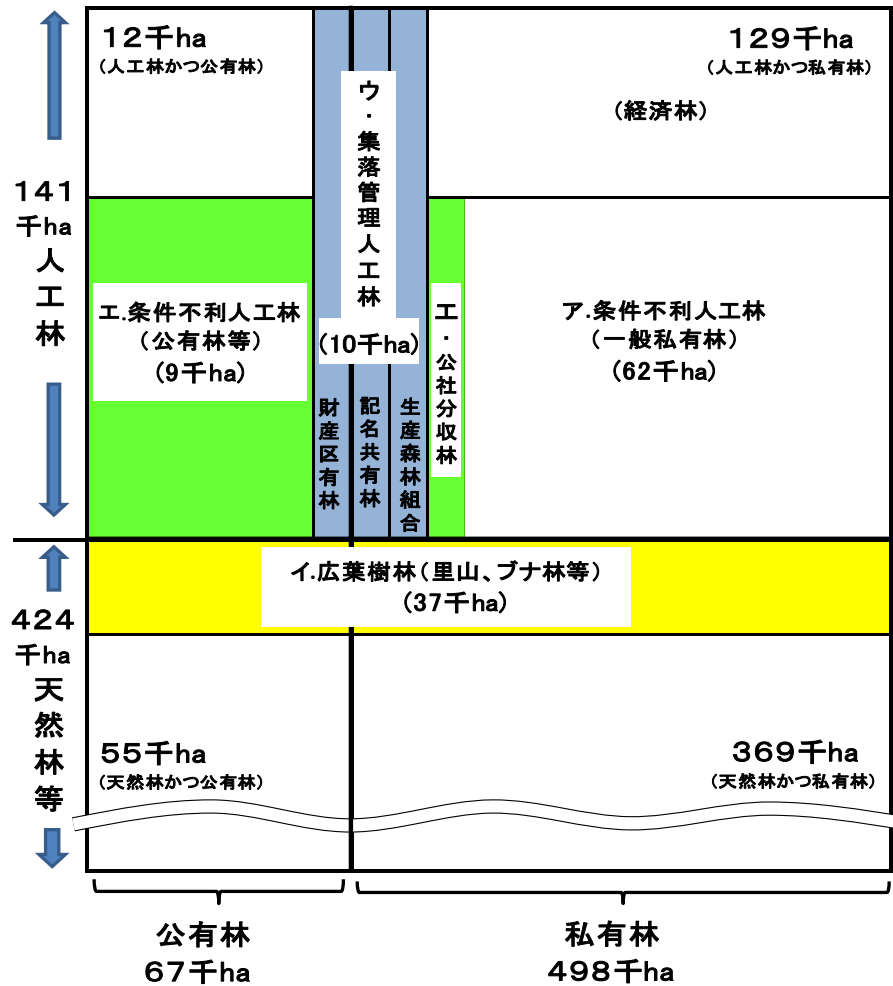
 - ・ 「条件不利地」と「条件が不利な経済林」は、「経済ベースに乗らない」私有林人工林として同一であることから、1つの区分にまとめる。
 - ・ 「広葉樹（里山、ブナ林等）」については、私有林、公有林、集落管理の森林すべてに含まれ、森林の現状として共通する観点で検討すべきとし、1つの区分にまとめる。

4. 対象範囲となる森林の範囲と判断基準

| 区 分 | 定 義 | 基 準 | 面積 |
|----------------------|--|---|--------|
| ア.条件不利人工林 (一般私有林) | 林業経営に適さない人工林 (一般私有林) | ・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m ³ /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上 | 62千ha |
| イ.広葉樹林 (里山、ブナ林等) | 放置された旧薪炭林等 | ・過密度(収量比数)Ry0.8以上※ | 37千ha |
| ウ.集落管理人工林 | ・生産森林組合 ・記名共有林 ・財産区有林 | ・人工林の全て | 10千ha |
| エ.条件不利人工林 (公有林等) | 林業経営に適さない人工林 (・県・市町村営林(公有林) ・公社分収林(私有林)) | ・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m ³ /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上 | 9千ha |
| 合 計 | | | 118千ha |

※「イ」については、施業が不要または施業すべきでない「施業不適林」の範囲と基準をさらに検討の上、当該森林を対象範囲から除外することについて検討が必要

<民有林(565千ha)の状況・内訳>



◆ 対象範囲と判断基準の考え方（左図（3ページ）に関する補足）

ア. 条件不利人工林（一般私有林）

- ・ 自然的条件等により林業経営に適さない森林について対象とする。
- ・ 国が例示する基準項目について、本県の特殊性を考慮し、独自の基準値を設定。

イ. 広葉樹林（里山、ブナ林等）

- ・ 自然状態では機能低下のおそれが高い旧薪炭林等について対象とする。
- ・ 旧薪炭林等で林木が過密となった状態を示す指標を基準値として設定。
- ・ ただし、施業が不要または施業すべきでない「施業不適林」の範囲と基準をさらに検討の上、当該森林を対象範囲から除外することについて検討する必要。

ウ. 集落管理人工林

- ・ 集落の高齢化や人口減少等で十分な手入れが行き届いていない「生産森林組合」「記名共有林」「財産区有林」を対象とする。
- ・ 「経済ベースに乗る、乗らない」という観点によらず、管理主体である集落の現状を踏まえて、全域を対象範囲とする。

エ. 条件不利人工林（公有林等）

- ・ 「県営林」「市町村営林」「公社分収林」のうち、林業経営に適さず既存の予算の範囲では管理が困難となっている条件不利な森林を対象とする。
- ・ 経営に適さない森林の条件は一般私有林と同様であり、同じ基準値を設定。

◆ 今後の検討方向

- 必要な森林施業の内容について、引き続き技術的・専門的見地から検討する必要。
 - ・ 具体的な施業内容が定まれば、必要な経費（施業単価）と財源規模が定まる。
 - ・ 施業と経費の設定に当たっては、あくまで標準的なものとしてとらえ、実施段階での現地状況に応じた多様な施業方法の選択を妨げないとすべき。
- 昨年度の提言のとおり、公的関与の規模を明確化した上で、新たな財源の必要性等について検討する必要がある。
 - ・ 独自課税を実施している37府県の動向に留意する必要。
- こうした検討の過程や結果について、各段階においてしっかりと県民に説明し、理解を得ながら進めて行くことが重要。

国の森林環境税及び森林環境譲与税について

パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図り、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的とする。

平成31年度税制改正大綱の内容は下記のとおりであり、対象となる森林の範囲や使途の詳細については明確には示されていない。

このことについて、国は、法令で定める範囲内において、地方団体がそれぞれの地域の実情に応じて必要な事業を幅広く弾力的に実施できる地方譲与税であることから、国として具体の使途の詳細を示すことはなじまないとの考えを示している（第196回通常国会答弁より）。

なお、独自超過課税を導入している37府県では、二重課税を避ける観点から一部で税の見直しが検討されているが、現時点でその詳細は不明である。

【森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の内容】

（平成31年度税制改正大綱（平成30年12月21日閣議決定））

① 森林環境税（仮称）

- ・ 納税義務者：国内に住所を有する個人
- ・ 税 額：年額1,000円（税込見込額：約600億円）
- ・ 賦課徴収：市町村が個人住民税均等割と併せて行い、国に払込み。
- ・ 開始時期：平成36年度から課税

② 森林環境譲与税（仮称）

森林環境税（仮称）の収入額に相当する額を市町村・都道府県に譲与

- ・ 譲与割合：市町村（10分の9）、都道府県（10分の1※）
※創設当初は都道府県の割合を10分の2とし段階的に10分の1移行
 - ・ 譲与基準：10分の5を私有林人工林面積（林野率により補正）で、10分の2を林業従事者数で、10分の3を人口で按分（市町村・都道府県共通）
- （注）市町村の私有林人工林面積は、次のとおり林野率により補正
- 林野率85%以上：私有林人工林面積を1.5倍に割増し
 - 林野率75%以上85%未満：私有林人工林面積を1.3倍に割増し
 - 林野率75%未満：補正なし
- ・ 開始時期：平成31年度から譲与（借入れにより財源確保、後年度の森林環境税（仮称）の税込見込額から償還）
 - ・ 使 途：（市町村）間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する経費
 （都道府県）市町村の支援等に関する費用

森林経営管理制度について

平成30年度税制改正大綱に明記された「市町村自らが管理を行う新たな制度」について、関連法である森林経営管理法が平成30年5月に成立（平成30年6月公布、平成31年4月施行）した。

本法に基づく森林経営管理制度は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図ることを目的としている。

この中で、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林等については、市町村森林経営管理事業により市町村が間伐等を実施するものであるが、国では、本制度と森林環境譲与税の関係性について、この市町村森林経営管理事業の財源として森林環境譲与税の一部を充当することができるとの考え方を示している。

【図 森林経営管理制度の概要】

森林環境税(仮称)等に係る都道府県林務関係部局長等会議資料(抜粋)

新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- (1) 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
 - (2) 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
 - (3) 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
 - (4) 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。
- 上記の制度の創設に向け、(1)～(3)の内容を盛り込んだ森林関連法案を次期通常国会に提出することを検討。

